

県立農業大学校農業総合研修センター 及び宮崎県農業科学公園 指定管理者募集に関する 資 料 集

< 目 次 >

	頁
1 各施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 利用者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 現在の利用料金体系・・・・・・・・・・	3
4 利用料金及びその他の収入の過去の実績	4
5 現行の職員体制・・・・・・・・・・	4
6 光熱水費等経費・・・・・・・・・・	5
7 令和6年度リカレント研修計画・・・・・・・・	6
8 令和6年度公園イベント実績・・・・・・・・	7
9 農業科学公園愛称「ルピナスパーク」ロゴ	8
10 施設平面図・・・・・・・・・・	9
11 地方自治法（抄）・・・・・・・・・・	1 1
12 公の施設に関する条例（抄）・・・・・・・・	1 3
13 基本協定書（案）・・・・・・・・・・	1 6

1 各施設

(1) 農業総合研修センター

① 敷地面積

名 称	敷地面積(m ²)	施設の用途
研修センター駐車場	1,440	駐車場
研修センター敷地	22,965	建物敷地、研修センター周辺広場・花壇等
農業体験ほ場等	10,578	農業体験を実施するほ場、ガラス温室敷地
実践塾露地ほ場	4,680	実践塾生が研修作物や体験作物を栽培する
実践塾施設敷地	37,542	実践塾施設敷地、歩道等
合計	77,205	

② 敷地内の主な建物

名 称	延べ床面積(m ²)	施設の用途
研修センター	2,513	
視聴覚室	112	各種研修及び会議等を行う
体験作業室	96	作業や実習を伴う研修等を行う
宿泊室	802	和室(8×名8室、9名×6室、2名×2室) 洋室(障害者用2名×2室)、洋室(2名×10室)
浴室	88	大浴場(約20人用)、小浴場(約10人用)
その他	1,415	事務所、ロビー、ミーティング室、トイレ等
ガラス温室	454	農業体験用の苗を育苗する
実践塾棟	116	実践塾生に対し講義を行う
管理出荷調整室	330	研修作物を収穫後、出荷のための調整をする。
実践塾ガラス温室	378	189 m ² ×2棟、研修作物の苗を育苗する
ビニールハウス	4,788	399 m ² ×12棟、実践塾生が研修作物を栽培する
その他	181	管理棟、給水ポンプ室、堆肥舎
合計	8,760	

(2) 農業科学公園

① 敷地面積

名 称	敷地面積(m ²)	施設の用途
ウォーターランド	1,700	農業に大切な水とふれあうことができる
太陽の広場	30,000	公園のメインの広場
ピクニック広場	8,000	公園北側の広場
冒険の広場	7,000	公園北側のアスレチック等の遊具のある広場
駐車場他	110,332	駐車場、建物敷地等
計	157,032	

② 敷地内の主な建物

名 称	延べ床面積(㎡)	施設の用途
農業科学館	2,942	本県農業に関する資料や口蹄疫に関する展示
物産館	537	1階ホールは農畜産物及び工芸品等の販売（現在、使用休止中） 2階レストランは平成16年9月から閉鎖
フラワーハウス	461	亜熱帯性の花や植物等を植栽展示
ぶどう園	2,520	約18種のぶどうを栽培し、収穫体験を実施
ふれあい体験館	234	加工機器類を備え、食農体験を実施
管理事務所	468	公園管理の事務等を行う。職員等休憩所
その他	567	車庫、トイレ、合併処理施設等
合計	7,729	

2 利用者の推移

(1) 農業総合研修センター

ア 宿泊者数

単位：延べ人

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
宿泊者数	1,966	1,346	1,703	927	1,351	1,833

イ 各種研修参加者数

単位：人

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
リカレント研修 (高度営農コース)	274	255	386	323	306	306
生涯学習コース						
農業体験	2,097	1,086	1,080	1,144	1,384	1,369
食育体験	495	228	110	318	285	483
生涯学習教室	519	0	0	697	701	772
みやざき農業実践塾（青年農業者コース）						
基礎体験コース	16	26	29	16	9	15
経営実践コース	8	13	12	12	6	12
体験講座	0	0	0	2	4	3

(2) 農業科学公園等

単位：人

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
農業科学公園 入 園 者 数	186,559	118,704	93,970	119,766	145,244	158,185
農業科学館の 入 館 者 数	27,637	9,563	8,869	18,560	19,574	20,957

3 現在の利用料金体系

施 設	利用料金
農業総合研修センター宿泊室	1 人 1 泊につき 1,150 円
農業総合研修センター研修室 (視聴覚室、体験作業室)	1 室につき 午前 1,730 円、午後 3,460 円、夜間 3,460 円※ 2
農業科学公園イベントホール	1 室につき 午前 3,850 円、午後 7,690 円 ※ 3
農業科学公園物産館ホール	1 平方メートル 1 日につき 40 円 ※ 4

※ 1 イベントホール、宿泊室、研修室については、学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び校等専門学校を除く。）に在学する者は、無料とする。

※ 2 「午前」とは午前 9 時から正午まで、「午後」とは正午から午後 5 時まで、「夜間」とは午後 5 時から午後 10 時までをいう。

※ 3 「午前」とは午前 9 時 30 分から正午まで、「午後」とは正午から午後 5 時までをいう。

※ 4 使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その端数は 1 平方メートルとして計算する。

4 利用料金及びその他の収入の過去の実績

単位：円

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用料金						
農業総合研修センター（宿泊室）利用料	896,110	1,249,225	1,039,480	652,400	688,010	660,190
農業総合研修センター（研修室）利用料	12,645	27,255	14,430	28,560	62,520	62,520
農業科学公園（イベントホール、物産館ホール）利用料	211,143	3,565	0	54,824	154,644	197,039
その他の収入						
農業総合研修センター農業体験生産物売払収入（サツマイモ）	325,360	681,769	448,652	408,548	304,969	447,205
青年農業者研修（みやざき農業実践塾）生産物売払収入※	12,388,664	13,890,737	15,404,832	18,474,508	14,041,449	17,881,664
青年農業者研修（みやざき農業実践塾）研修費 ※実費として徴収するもの	504,000	620,000	646,000	610,000	414,000	506,000
農業科学公園生産物売払収入（ブドウ園）	3,889,110	3,856,674	3,410,726	3,256,108	4,719,690	4,332,028

※ 収入には市場手数料は含まれていない。

5 現行の職員体制

(1) 常勤職員

所 長 — 副所長 — 担 当 （4人）

(2) 非常勤職員

みやざき実践塾技術指導員 2人
農業総合研修センター補助員 1人
農業科学公園管理担当 5人
農業科学館担当 2人

(3) 日々雇用

研修センターほ場管理 336日／年

6 光熱水費等経費

(1) 電力

単位：Kwh、円

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
農業総合研修 センター のちみやざき農 業実践塾分	使用量	49,090	47,090	40,284	38,008	31,075	34,995
	料 金	1,266,154	1,205,832	1,167,952	1,145,038	878,545	1,115,829
農業総合研修 センター 上記以外分	使用量	50,131	46,292	67,494	57,678	57,394	66,873
	料 金	807,109	662,405	1,098,410	1,371,361	1,082,340	1,603,424
農業科学公園 分	使用量	232,300	180,000	160,100	187,200	190,600	191,100
	料 金	3,713,251	2,562,115	2,555,376	4,456,995	3,608,064	4,553,630

(2) 水道

単位：m³、円

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
農業科学公 園分	使用量	4,122	5,378	2,401	2,248	1,416	3,042
	料 金	1,146,721	1,450,614	762,927	727,584	535,392	910,998

(3) プロパンガス

単位：m³、円

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
農業総合研修 センター のちみやざき農 業実践塾分	使用量	0.2	0	0.3	16.3	2.8	11.5
	料 金	44	0	67	4,620	915	3,640
その他の農業 総合研修セン ター分	使用量	78.5	88.8	119.6	59.2	67.1	127.4
	料 金	17,701	19,824	27,358	16,794	21,988	40,353
農業科学公園 分	使用量	48.0	117.5	67.7	77.6	7.4	3.2
	料 金	10,882	26,160	15,477	22,019	2,418	1,010

7 令和6年度リカレント研修計画

農業者実践向上セミナー

研修名	時間	内容・講師	講師	定員
農業と気象	2時間45分	気象予報士による気象の特性と農業の関係、気象予測について学ぶ	県総合農業試験場職員	40
農作業安全	2時間45分	農作業安全対策や農作業事故の現状について学ぶ	県専門技術センター	80
土壌肥料Ⅰ	2時間45分	土づくりと施肥管理について土壌の基礎を学ぶ(1回目)	県専門技術センター	40
土壌肥料Ⅱ	2時間	土づくりと施肥管理について簡単な土壌分析(pH、EC)の実習を交えながら学ぶ(2回目)	県専門技術センター	40
植物生理	2時間45分	果菜類(キュウリ、ピーマン、トマトなど)の植物生理の基礎を学ぶ	県専門技術センター	40
GAP (労務管理)	2時間45分	「ひなたGAP」を中心としたGAPの概要と取り組み方の事例を学ぶ	県農業流通ブランド課職員	40
農地制度・ 農業者年金	2時間45分	農地の探し方や農業者年金など農業を始めるために必要な制度について学ぶ	県担い手農地対策課 宮崎県農業会議	40
経営基礎	2時間45分	農業経営管理の基礎知識を学ぶ	県専門技術センター	40
マーケティング	2時間45分	農業経営に必要なマーケティングの基礎知識を学ぶ	アグリビジネスパートナー	40
病虫害防除	2時間45分	病虫害防除の基礎、作付けに応じた防除や具体的な手法について学ぶ	県専門技術センター	40

8 令和6年度 主な公園イベント実績

日時	イベント名	内容	来園者数
R6. 4. 27	こいのぼりフェスタ	○いちご収穫体験 ○手作り教室（コケリウム作り等） ○オープニングセレモニー（創作エイサー等） ○キッチンカー出店 ○その他	767 人
R6. 7. 27	サマーキッズイベント	○手作り教室（ハーバリウム作り等） ○亀の餌やり体験 ○オープニングセレモニー（フラダンス等） ○キッチンカー出店	2,085 人
R6. 7. 20 ～ R6. 9. 8	ぶどう収穫体験	○ぶどう収穫体験 ○キッチンカー出店	3,970 人
R6. 10. 12	ハロウィンカボチャ祭り 食べK I D秋フェス （UMKとの共催）	○ジャックオーランタン作り ○ミニカボチャランタン作り ○ハロウィンステージ ○キッチンカー出店 ○サツマイモ収穫体験 ○食育体験（米粉マフィン作り） ○TV公開収録 ○その他 ○キッチンカー出店	5,300 人
R6. 11. 30	農業科学館まつり （県立農業大学校の「農大祭」と同時開催）	○親子で巡るスタンプラリー ○農産物等の販売（きゅうり、ピーマン等） ○手作り教室（ビーズ、ハーバリウム等） ○キッチンカー出店	2,674 人

9 農業科学公園 愛称「ルピナスパーク」ロゴ



宮崎県農業科学公園

ルピナスパーク

【参考】愛称（ルピナスパーク）の経緯と由来

○経緯

- ・平成8年8月 公園の愛称を一般公募
- ・平成8年11月 公園の愛称を「ルピナスパーク」に決定

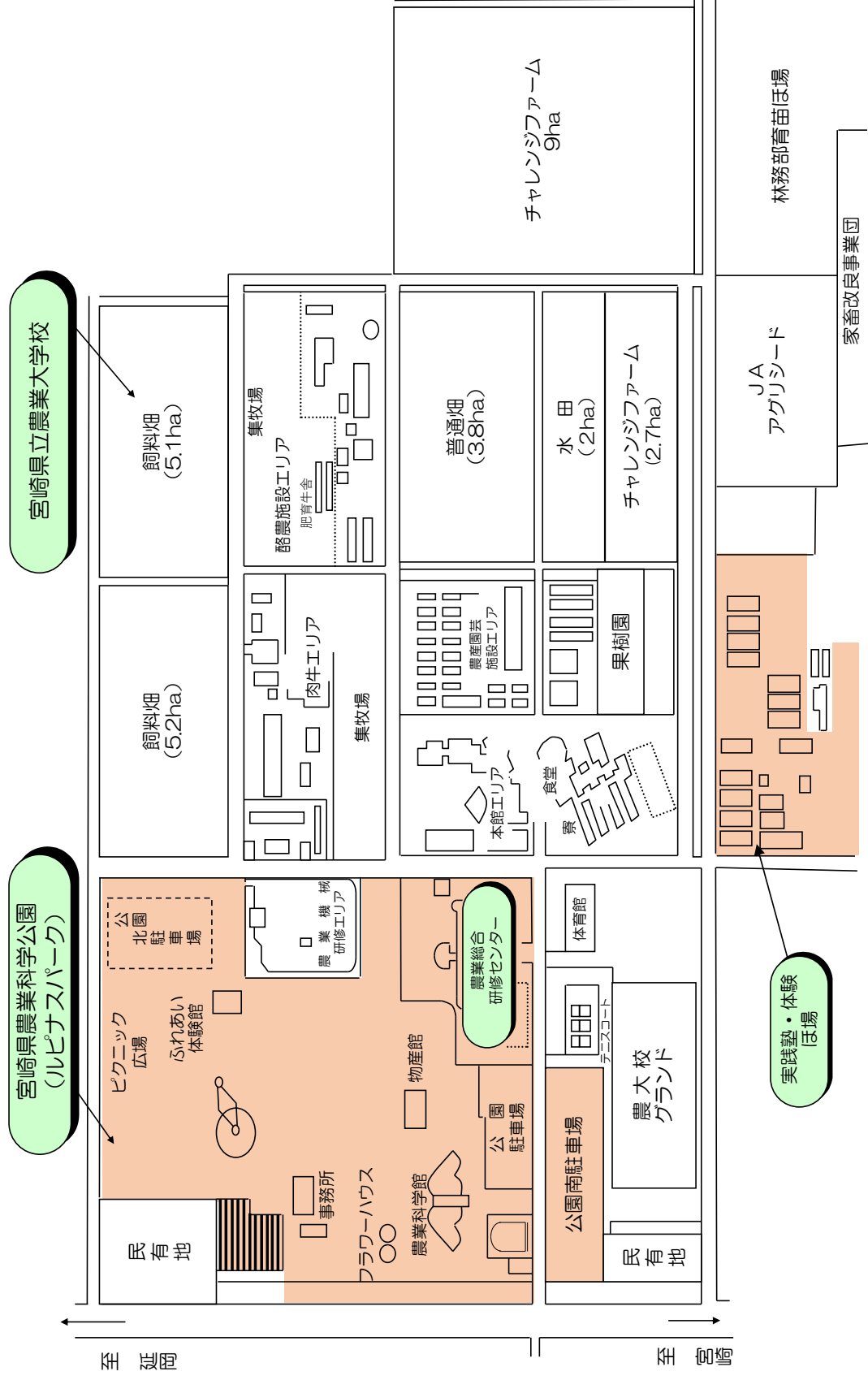
○由来

公園の開設地である旧農業大学校（当時：高等営農研修所）を、昭和37年に上皇太后陛下（当時：皇太子皇太子妃両殿下）が御訪問された際、大学校の農場にルピナスの花が一面に咲き誇っており、宮中歌会始で、美智子妃殿下がその情景を次のように詠われ、県民に深い感銘をもたらしたことに由来する。

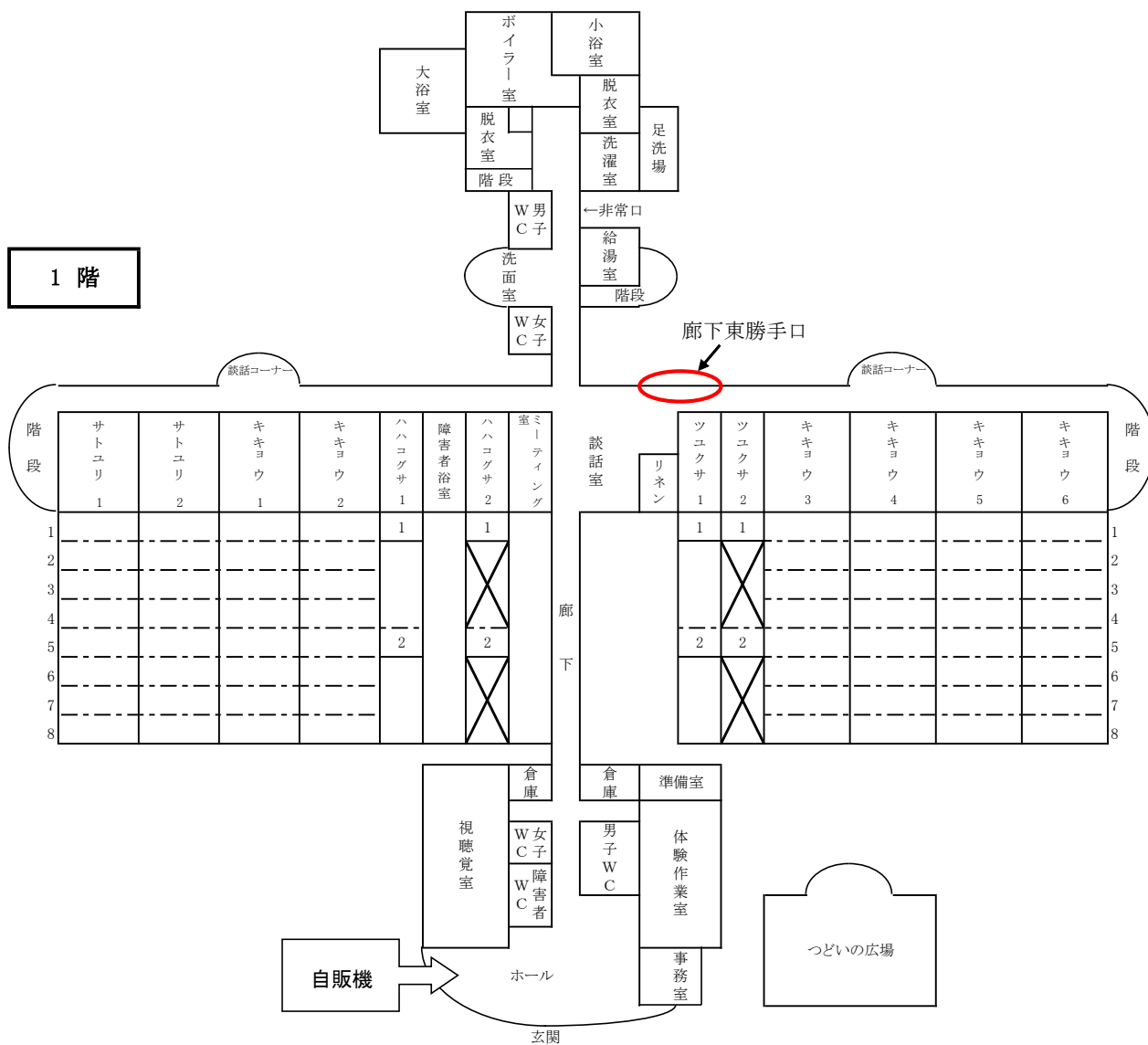
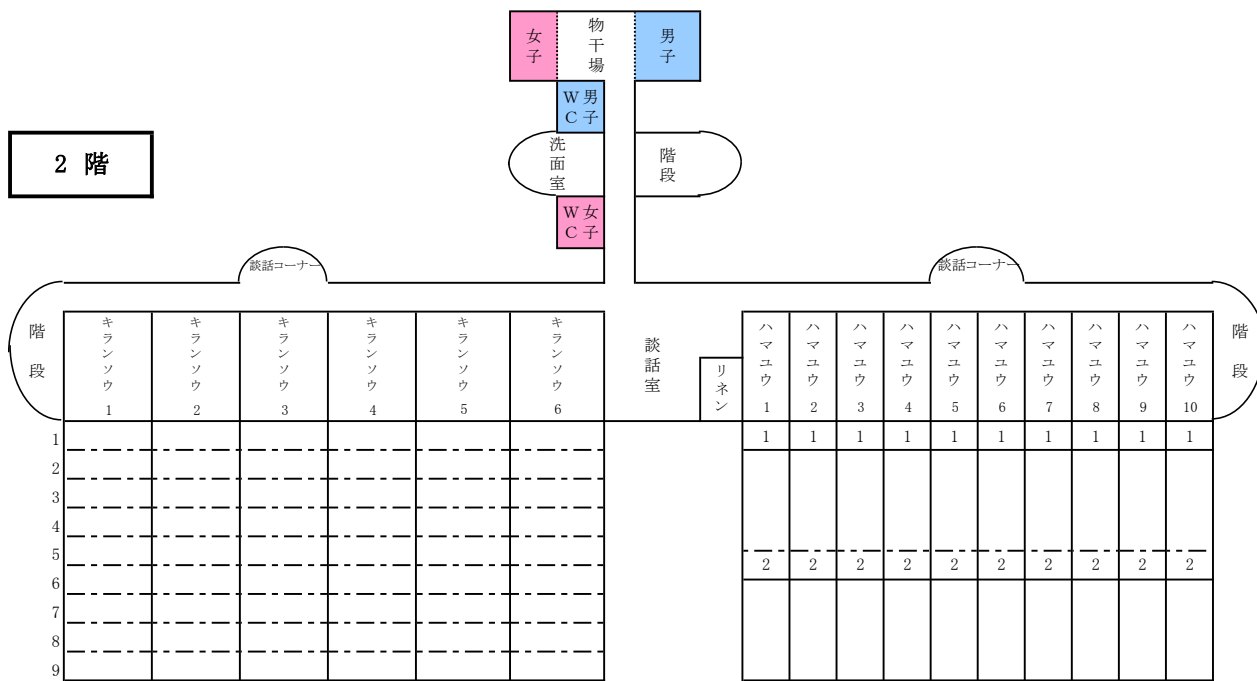
「耕運機 若きが踏みて 草原の 土はルピナスの 花をまぜゆく」

また、黄色のルピナスの花言葉は「多くの仲間」で、多くの人々が集う公園にふさわしい。

10 農業大学施設配置図



農業総合研修センター平面図



11 地方自治法（抄） （昭和二十二年法律第六十七号）

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

1～6 （略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び**当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。**

8～12 （略）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理

者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2～3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は**当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。**

5 (略)

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第二百四十四条の二の規定による公の施設の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

（設置）

第二条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第一のとおり公の施設を設置する。

（管理の原則）

第三条 公の施設は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（特に重要な公の施設）

第四条 法第二百四十四条の二第二項の規定により、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければ廃止できない公の施設は、別表第2に定めるものとする。

（守るべき事項）

第五条 公の施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときはこの限りでない。

- 一 公の施設を利用する権利を他に譲渡しないこと。
- 二 公の施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- 三 公の施設の使用目的外に使用しないこと。
- 四 その他知事において指示した事項

（原状回復義務）

第六条 公の施設の利用者は、利用を終了したときは、自己の負担において直ちに原状に回復しなければならない。

（利用の許可、制限等）

第七条 公の施設の利用について、知事はその利用の許可、利用の制限、その他必要な事項について規則を定めることができる。

（損害賠償）

第八条 故意又は過失によって公の施設を滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（利用の中止等）

第九条 公の施設の利用者が、第五条の規定に反する行為があった場合又は知事において、公益上必要があると認めたときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

（指定管理者が管理を行う公の施設）

第十条 知事は、必要があると認めるときは、法第二百四十四条の二第三項の規定により、別表第三に掲げる公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第十条の二 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - 一 住民の平等な利用が確保されること。
 - 二 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - 三 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

四 その他規則で定める基準

(指定管理者の指定の手続の特例)

第十条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第三項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

- 一 前条第一項に規定する申請がなかったとき、又は同条第三項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。
- 二 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著し不相当と認められる事情が生じたとき。
- 三 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。
- 四 その他知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第一項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第十条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公の施設の利用に関する業務
- 二 公の施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
- 三 その他公の施設の管理運営に関して規則で定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第十条の四 指定管理者は、第十条の六の規定により読み替えて適用される第九条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って公の施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第十条の五 知事は、適当と認めるときは、別表第四の施設の欄に掲げる公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、別表第四に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者が管理する場合の読替)

第十条の六 第十条の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第五条及び第九条の規定の適用については、第五条第四号及び第九条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第十条の七 知事は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(使用料)

第十一条 公の施設の利用については、使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第九号）により使用料を徴収することができる。

(罰則)

第十二条 公の施設を無断で利用し、又はこれにより収益した者並びに故意に滅失又は破損した者については、五万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第一（第二条関係）

名 称	設置目的	位 置
(略)		
宮崎県農業科学公園	県民の農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資するための施設	児湯郡高鍋町大字持田字俵橋5732番地
県立農業大学校	優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成並びに農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修のための施設	児湯郡高鍋町大字持田字俵橋5733番地
(略)		

別表第三（第十条関係）

名 称

宮崎県農業科学公園

県立農業大学校（農業総合研修センターに限る。）

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の 管理運営に関する基本協定書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、県立農業大学校農業総合研修センター（以下「研修センター」という。）及び宮崎県農業科学公園（以下「公園」という。）の管理運営について、県立農業大学校規則（昭和５９年宮崎県規則第４２号）第３２条及び宮崎県農業科学公園管理規則（平成９年宮崎県規則第４８号）第１７条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、公の施設に関する条例（昭和３９年宮崎県条例第７号。以下「条例」という。）第１０条の２の規定により指定管理者に指定された乙が、研修センター及び公園の管理運営を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の業務）

第２条 甲は、条例第１０条の３の規定により、次に掲げる研修センター及び公園の管理運営に係る業務（以下「管理業務」という。）を乙に行わせる。

- （１）研修センターの利用に関する業務
- （２）研修センターにおける研修の実施に関する業務
- （３）研修センター（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
- （４）公園の利用に関する業務
- （５）公園（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
- （６）研修センター及び公園の利用促進に係る啓発事業に関する業務
- （７）天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- （８）その他知事が必要と認める業務

２ 前項各号に掲げる業務の細目は、別記１研修センター及び公園管理運営業務仕様書に定めるとおりとする。

（管理業務の実施方法等）

第３条 乙は、この協定のほか関係法令、第２０条第１項の規定により提出した事業計画書及び甲の指示に従って管理業務を実施するとともに、善良なる管理者の注意をもって研修センター及び公園を常に良好な状態に管理する義務を負う。

（管理物件）

第４条 乙が管理する建物、工作物等（以下「管理物件」という。）は、甲が別に示す研修センター及び公園の公有財産台帳等のとおりとする。

（指定期間等）

第５条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。

- 2 管理業務に係る事業年度（以下「年度」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第6条 指定期間における管理業務の実施に対する指定管理料（以下「指定管理料」という。）は、甲の予算の範囲内で乙に支払うものとし、各年度の指定管理料の額及び支払いに関しては、別途定める県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の管理運営に関する年度協定書により定める年度協定（以下「年度協定」という。）によることとする。

（指定管理料の額の変更）

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別の事情が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

（利用料金）

第8条 研修センター及び公園の施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）については、乙の収入とする。

- 2 利用料金は、条例第10条の5の規定により、条例別表第4に定める基準に従って、あらかじめ甲の承認を得た上で乙が定めるものとする。
- 3 乙が条例第10条の5第4項の規定により、利用料金の減免を行う場合の基準及び額については、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（生産物売払収入）

第9条 研修センター農業体験生産物売払収入（サツマイモ売払収入）、みやざき農業実践塾生産物売払収入（市場手数料を除き、みやざき農業実践塾研修費（以下「研修費」という。）を含む。）及び公園生産物売払収入（ぶどう売払収入）（以下「生産物売払収入」という。）については、乙の収入とする。

- 2 生産物売払収入（研修費を除く。）は、県が定める「生産物取扱要領（平成14年4月1日宮崎県総務事務センター定め）」に準じて取り扱うものとする。

（納付金）

第10条 乙は、各年度の利用料金及び生産物売払収入の収入総額が23,535千円を超えた場合には、利用料金収入及び生産物売払収入の総額から23,535千円を差し引いた額に2分の1を乗じた額を甲に納付金として納付するものとする。

- 2 前項の納付金に千円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てるものとする。
- 3 乙は、納付金を納付する場合は、第23条に規定する事業報告書の提出の日から20日以内にその金額を甲に報告し、承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により承認を得たときは、乙は、甲が指定する期日までに当該納付金を納付するものとする。

（リスク分担）

第11条 管理業務に関するリスク分担については、別記2リスク分担表に定めるとおりとする。

2 甲は、前項のリスク分担において乙が負担すべき事項について、甲が特別の事情があると認めた場合は、その一部を免除することができることとする。

（目的外使用の禁止）

第12条 乙は、研修センター及び公園をこの協定による管理運営の目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（管理物件の現状変更）

第13条 乙は、管理物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（管理物件の滅失又は損傷）

第14条 乙は、管理物件が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、管理物件の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき理由により生じたときは、乙の負担において当該管理物件を原状に回復しなければならない。

3 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状回復の義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲が要した費用を負担しなければならない。

（備品の管理等）

第15条 乙は、管理業務の実施に当たり、甲が別に示す研修センター及び公園の備品台帳の備品を使用することができる。

2 前項の場合において、乙は善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

3 第1項の備品以外で、管理業務の実施上必要な備品の調達、更新、整備等については、乙が行うものとする。この場合において、当該費用は乙の負担とする。

（文書の管理等）

第16条 乙は、管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（以下「文書等」という。）について、常にその処理経過を明らかにし、適正に管理しなければならない。

2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、管理業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

3 乙は、甲と協議の上、文書等の保存期間を定めるものとする。

4 乙は、前項の規定により定めた文書等の保存期間が満了したときは、甲と協議の上、当該文書等の廃棄の要否を決定し、廃棄する場合においては、破碎、熔解、焼却その他甲の認める方法により、当該文書等を廃棄しなければならない。

（第三者への委託の禁止）

第17条 乙は、管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

なお、委託し、請け負わせることができる第三者は、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者以外の者とする。

3 乙が前項の規定により管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙が負担するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第18条 乙は、この協定から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（緊急時の対応等）

第19条 乙は、研修センター又は公園の利用者又は管理物件に、事故や災害等（以下「事故等」という。）の緊急事態が発生した場合には、速やかに適切な応急措置を講じるとともに、甲に状況を報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、管理物件について事故等による被害が予想される箇所等を事前に発見するよう努めるとともに、発見した場合は、速やかに被害を未然に防ぐための措置を講じるとともに、甲に状況を報告し、甲の指示を受けなければならない。

（事業計画書の提出）

第20条 乙は、各年度の事業計画書を、当該年度の前年度の3月15日までに甲に提出しなければならない。ただし、令和8年度の事業計画書については、令和3年3月23日までに提出するものとする。

2 前項の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施時期
- (3) 管理業務の実施に関する経費の収支予算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 甲は、第1項の事業計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

4 乙は、甲に提出した第1項の事業計画書の内容を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（決算書等の提出）

第21条 乙は、自己の各事業年度の決算が確定したときは、速やかに法人の決算書及び

関係書類を甲に提出しなければならない。

(業務報告書の提出)

第22条 乙は、毎月20日までに、前月の業務報告書を甲に提出するものとする。

2 前項の業務報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の利用状況
- (2) 利用料金の状況
- (3) 実施した研修及びイベントの内容及び実績
- (4) その他甲が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第23条 乙は、毎年度終了後30日以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 研修センター及び公園の利用状況
- (3) 実施した研修及びイベントの内容及び実績
- (4) 利用料金及び生産物売払収入の収入の実績
- (5) 管理業務の実施に係る収支決算
- (6) 備品修繕の状況
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、管理業務に係る収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に管理業務に係る経理状況を明らかにしておかなければならない。

4 乙は、甲が年度途中において指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部を廃止した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(利用者満足度調査)

第24条 乙は、管理業務のサービス水準の向上を目的とした利用者の満足度の調査（以下「利用者満足度調査」という。）を行うものとする。

2 利用者満足度調査の実施方法等については、甲と乙が協議し決定する。

3 乙は、利用者満足度調査終了後に、その結果及び乙の評価分析を甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の報告があったときは、内容を審査し、乙に必要な指示をすることができる。

(苦情及び要望に対する対応)

第25条 乙は、利用者等からの苦情及び要望に対応する体制を整えなければならない。また、乙は、利用者等から苦情等があった場合は、適切な措置を講じるとともに、甲に状況を報告しなければならない。

(実地調査等)

第26条 甲は、乙の円滑な業務推進に協力するとともに、管理業務の適正を期するため、乙に対して必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は指示することができる。

(指定の取消し等)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 管理業務の実施に際し、不正な行為があったとき。
- (2) 甲に対し、正当な理由なくこの協定に基づく報告を拒み、又は調査に応じないとき。
- (3) 甲に対し、虚偽の報告を行い、又は甲の指示に従わないとき。
- (4) 管理業務を適正に履行せず、又は協定の内容に違反したとき。
- (5) 乙の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (6) 乙が、法人格を変更したとき。
- (7) 乙が、違法行為を行った場合など、乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と認められるとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか乙が管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還又は利用料金収入の全部若しくは一部の納付を命じることができる。

3 第1項の規定による指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止によって生じた乙の損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

4 第1項の規定による指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(業務の廃止等)

第28条 甲は、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。

この場合、甲は廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

2 前項の規定により、管理業務の全部又は一部が廃止された場合における損害の賠償については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(管理業務が継続困難となった場合の措置等)

第29条 乙は、天災、事故その他やむを得ない事由により管理業務の全部又は一部の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲に対して状況を報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 前項の事由により生じた避難所運営の補助その他管理業務以外の業務の実施については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前2項の規定に基づく措置に伴い生じる損失の補償その他の経費の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(保険契約)

第30条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により別記3に記載した内容の保険契約を締結するものとする。

2 乙は、前項の規定による保険契約を締結したときは、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。

3 乙が第1項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(管理業務の引継ぎ)

第31条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、管理業務が円滑に実施されるよう、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定した者に対して管理業務の引継ぎを行わなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに関し必要な事項については、別途協議するものとする。

(文書等の引継ぎ)

第32条 乙は、指定期間が満了したとき、指定管理者の指定を取り消されたとき、又は管理業務が廃止されたときは、速やかに、文書等のうち保存期間が終了していないもの又は甲の指示したものを甲又は甲の指定する者に引き継がなければならない。

(管理物件等の引渡し)

第33条 乙は、指定期間が満了したとき、指定管理者の指定を取り消されたとき、又は管理業務が廃止されたときは、甲が指定する期日までに、自己の負担において管理物件を原状に回復した上で、備品等と併せて甲又は甲が指定した者に対して引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状回復の義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲が要した費用を負担しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、あらかじめ甲の承認を得たときは、乙は管理物件の全部又は一部の原状回復を行わずに、別に甲が指定する状態で管理物件を引き渡すことができるものとする。

(損害賠償)

第34条 乙は、管理業務の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、管理業務の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により研修センター又は公園の利用者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、損害を受けた研修センター又は公園の利用者その他の第三者の請求があった場合において、甲が損害を賠償したときは、乙は甲に対して当該賠償額に相当する額を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第35条 乙は、管理業務に関して知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務が廃止された場合においても同様とする。

2 乙は、第17条第2項の規定により、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者に対し、前項に規定する義務と同等の義務を負わせなければならない。

(個人情報の保護)

第36条 乙は、研修センター及び公園の管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たって、別記4個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第37条 乙は、管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものについては、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第24条の3の規定により、乙が定める情報公開に関する規程に基づき開示するものとする。

2 乙は、前項に規定する情報公開に関する規程を定めるに当たっては、甲と協議するものとし、当該規程を変更しようとするときも、同様とする。

(県内中小企業者への配慮)

第38条 乙は、管理業務の実施に伴う物品及び役務の調達等に当たって、県内中小企業者の受注機会の確保に配慮するよう努めるものとする。

(県産品の活用)

第39条 乙は、管理業務の実施に伴う食材等の調達等に当たって、県産品の活用に努めるものとする。

(環境への配慮)

第40条 乙は、管理業務の実施に当たり、廃棄物の発生を抑制し、再生資源の利用に配慮するなど、環境負荷の低減に努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第41条 乙は、定款、名称、主たる事務所の所在地、代表者その他の重要な事項の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協定の変更)

第42条 管理業務の実施に関し、特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定の規定を変更することができるものとする。

（請求等の方法）

第43条 この協定及び年度協定に関する甲乙間の請求、通知、報告、承認、取消し等については、原則として書面により行うものとする。

（管轄裁判所）

第44条 この協定に関して訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

（協議）

第45条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 ●年 ●月 ●日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 ●● ●●

乙 ●●市（町村）●● ●丁目●番●号
●●株式会社 代表●● ●●